



受ける健診無駄にせず 今から見直す生活習慣

陸災防「令和元年度 安全衛生標語」健康部門優秀作品



令和2年5月 No.611
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 (印刷物による年間購読料 3,600円)

○ わが社の災防活動 大島運輸㈱ …… (1)～(2)	○ 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」 …… (16)
○ フォークリフト荷役技能検定のご案内 …… (3)～(4)	○ [中災防] ストレスチェックサービスのご案内 …… (17)
○ 全国安全週間の紹介 …… (4)	○ [建災防] フルハート型安全带等買換経費を補助 …… (17)
○ フォークリフト荷役技能検定2級出張検定のご案内(5)～(7)	○ 災害事例とその対策(墜落・転落) …… (18)
○ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイ・フレッド・リー・ガイドライン)のポイント(8)～(9)	○ 小企業無災害記録表彰 …… (19)
○ 職場における熱中症の発生状況について(10)～(13)	○ 労働災害発生状況(令和2年速報) …… (19)
○ 連載 マコマコ博士のメンタルヘルス2020(14)～(15)	○ 第56回全国陸運労災防止大会のご案内 …… (19)

第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会「優良賞」受賞事業場

全員で取り組む安全活動

大島運輸株式会社 代表取締役 大島拓也 (群馬県支部)

はじめに

まず初めに、令和元年度「第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」にて、「優良賞」という名誉ある賞をいただきました。ひとえに日頃ご指導賜ります関係機関や同業者皆様のご指導の賜物であり改めて御礼申し上げます。

弊社は群馬県の伊香保温泉と草津温泉の中間あたりに位置し、主に荷主製造業様の製品出荷・原材料の引取り輸送とそれらの保管・梱包などを15台の車両と5台のフォークリフトを用い29名の社員で運営しております。



1 安全への取組

[社内安全会議]

毎月の安全委員会では、特に新しい作業や納品場所等の変化点などの注意点や要望を話し合い、担当者以外にも必ず情報を共有することに注力しています。



安全会議

[荷主との会議]

荷主管理職・安全担当者と3ヵ月毎の相互パトロールを行い、互いに是正を行う環境にあり、社外の意見も採り入れられ非常に安全意識の向上に繋がっております。

[安全スローガン]

現在、「リスクを放置せず、あらゆる災害を回避し健全な職場を目指す」という視野を広く活動の持続を意識できるスローガンを掲げております。

[社内安全教育]

一般的なテキストの指導の他、ヒヤリハットについてSky株式会社の製品などを使用し、心理的、設備的、管理面などから考えることを習慣化し毎月行っております。

[フォークリフト作業]

フォークリフトでは、基礎的な動作の確認

と現場の傾斜地を使った半クラッチ操作などを指導し、知識とともに技術的なスキルアップも計画的に行います。

[トラック荷台への荷物の荷卸し作業]

トラックの荷積み、荷卸しの際は荷台の昇降時に三点確保を実施し、横着をせず危険予測を十分に行うよう意識付けしております。

[その他]

日常点検は勿論ですが、普段の行動でも「凡事徹底」と当たり前のことを当たり前にできるように心がけ、ヒューマンエラーの発生低減に努めています。

2 衛生への取組

[新型コロナウイルス・インフルエンザ感染症予防]

新型コロナウイルスについてですが、点呼時の検温を記録、マスクの配布、サービスエリア等の休憩の取り方など指導したりできることを直ぐに始めました。

また、このような時期は同業者と連絡を取り合い情報交換し、有効な対策等あれば採り入れる柔軟性も大事だと思います。



点呼時アルコール消毒

[過重労働対策]

一昨年から長距離便において、高速道路の使用区間を大幅に延長しました。その効果は運転時間にして1~2時間の短縮だったかもしれませんが、ドライバーの負担軽減に大きく効果がありました。これからも、効率的で効果的な有料道路の使用を検討・研究していきたいです。

[健康診断、有所見者への対応]

血圧の薬を服用する作業者が3名いますが、点呼時には薬の服用状況や症状なども確認するようにしています。

[メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施)]

小規模事業所のメリットですが、日々全員と顔を合わせ話ができる環境にあると、個々の悩みも把握でき、相手も話すことで多少はストレス発散になるようです。

ストレスチェックは厚生労働省の簡易調査票を使用して実施しましたが、高ストレス者はおりませんでした。

[その他]

洗車された車両、清潔な作業着、当たり前のことですが意識して続けることにより作業者の安全と衛生面に関する意識も保たれる気がします。

3 その他の取組

[予実管理]

現在、弊社では年間の教育、安全会議、安全活動を計画し毎月の予定と実行の予実管理を行っています。年度の初めには作業者と会議を行い、前年度のヒヤリハットなどを無くすには新たに何に取り組めば良いか話し合い、新年度の予定を作成します。

最初の数年は私一人で計画と記録を行っていましたが、全員を巻き込んで意見を言うようになってからは、本当にPDCAサイクルが回りだした気がします。

むすび

私は32歳の時に会社の代表になりました。現場と一緒に作業し、問題があればそこへ駆けつけ対応していたら、お客さんから「若いからできるんだよ」と言われてしまいました。今は、体力的に当時の行動力が発揮できない分、現場のリーダーが補っている気がします。その分、現場のリーダーが計画的に職長教育などを受講できる様にサポートしなければと思います。今は、その教育や訓練の繰り返しこそが持続的に安全活動を行う原動力だと思います。

令和2年8月26日・9月9日実施

フォークリフト荷役技能検定のご案内



陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）では、令和2年8月26日(水)[※]、9月9日(水)[※]「フォークリフト荷役技能検定試験を実施します。

この技能検定は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

技能の程度について

- 1級** フォークリフト運転技能講習修了後 5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後 3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者

受検資格

- 1級** フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等 ^(注1)
 (注1) 平成30年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験合格者及び平成28年度以降のフォークリフト認定1級制度実技試験合格者が対象となります。
 フォークリフト認定1級制度実技試験合格者は、学科試験のみの受検となります。
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者 ^(注2)
 (注2) 令和元年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験一部合格者は、不合格となっている科目(学科又は実技)を受検できます。

検定日[※]

検定日 **令和2年8月26日(水)[※]、9月9日(水)[※]**

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

受検申請期間

令和2年6月1日(月)～8月17日(月) 締切日消印有効

受検会場

令和2年8月26日(水)開催						
受検地	岩手	福島	埼玉	東京	愛知	滋賀 [※]
1級	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科のみ
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級 リーチ	—	—	学科・実技	—	学科・実技	—



※…はじめて近畿地方での実施です。

令和2年9月9日(水)開催								
受検地	北海道	秋田	宮城	千葉	東京	静岡	愛媛	福岡
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科のみ
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技

1級、2級の実技はカウンターバランスフォークリフトを使用します(8月26日開催の埼玉・愛知ではリーチフォークリフトを使用した2級の検定も実施します)。

試験科目

試験科目		試験内容の概要	配点	
			1級	2級
学科試験		荷役作業一般、関係法令及びフォークリフトの走行・荷役・力学についての知識(計50問) ※1級と2級では、難易度が異なります。	300点	300点
実技試験	(点検試験)	作業開始前点検(43項目)の点検を行う。そのうち、不具合箇所を指摘する。	100点	/
		作業開始前点検(カウンター43項目/リーチ25項目)の点検を行う。		
	(運転試験)	所定の運転コースで、適切な走行、運搬、積卸し作業を行う。	600点	500点

受検費用

- 1級** ・学科試験受験手数料 5,500円(税込)
 ・実技試験受験手数料 27,500円(税込) 合計 33,000円
- 2級** ・学科試験受験手数料 5,500円(税込)
 ・実技試験受験手数料 22,000円(税込) 合計 27,500円

お申し込み後のキャンセル料等については、当該検定の規定によります。



受検申請の方法

以下の受検申請書をダウンロードし、申請書に必要事項をご記入の上、陸災防本部まで郵送又はFAXにてお送りください。

- [【1級受検申請書\(PDF\)】](#) [【1級受検申請書\(Excel\)】](#)
[【2級受検申請書\(PDF\)】](#) [【2級受検申請書\(Excel\)】](#)

検定についての問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 (〒108-0014 港区芝5-35-2 10F)
 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561
 MAIL ginou-kentei@rikusai.or.jp

【陸災防協賛の安全活動のご紹介】

+ 全国安全週間 +

全国安全週間期間：令和2年7月1日～7月7日
 準備期間：令和2年6月1日～6月30日

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和3年から実施されており、今年度で93回を迎えます。7月1日(水)から7月7日(火)までを安全週間、6月1日(月)から6月30日(火)までを準備期間として実施します。

この週間を契機として、労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図っていただきますようお願いいたします。

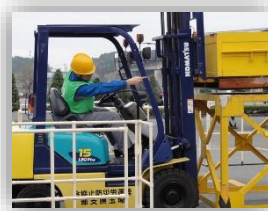
実施要綱等、詳細は次のURLからご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10181.html

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた全国安全週間の取組について

http://rikusai.or.jp/uploads/pdfs/2020_corona_anzenshukan.pdf

貴社のフォークリフト
安全大会等に…



フォークリフト荷役技能検定（出張試験） を活用しませんか？

当協会では実施していますフォークリフト荷役技能検定試験は、より多くの方々に受検する機会を作っていただけるよう、出張試験（フォークリフト荷役技能検定2級出張試験）を実施しております。これまで、実施日、場所等の関係で技能検定を利用することが困難だった企業には、ニーズに応じて出張試験を実施いたします。

自社でフォークリフト安全大会等を開催される際には、本検定試験とのコラボレーションによる実施についても、是非、ご検討ください。

※本誌6月号に、2月18～19日に実施した出張検定について、レポートします！

出張試験の概要

陸災防の運営スタッフ（審査員、事務職員）が、希望する企業等（以下「企業等」という。）の施設（試験会場）に出張し、企業等の受検者に検定2級試験を実施するものです。

なお、試験会場は、企業等の施設を原則としますが、自前で試験会場を用意できない場合は、最寄の陸災防支部の会場を借用し実施することも可能です。

実施要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 1 点検試験及び運転試験に使用する最大積載荷重1トン～1.5トンのカウンターバランスフォークリフト（トルコン車）を各1台、又は最大積載荷重1トン～1.5トンのリーチフォークリフト（バッテリー車）を各1台用意できること
- 2 次に定める運転試験コース（障害物の設置含む）を設定できること

【カウンターバランス運転試験レイアウト】

【リーチ運転試験レイアウト】

なお、運転試験コースは、平坦で凹凸のない路面であること

- 3 積載荷重（500kg）を用意できること
- 4 学科試験会場（会議室等）、審査員控室、集計室等試験実施に必要な施設を用意できること
- 5 出張試験受検予定者数が1回10～20人程度であること
上記人数を下回る場合若しくは上回る場合、又は試験科目免除者がいる場合は、別途協議

出張試験の流れ

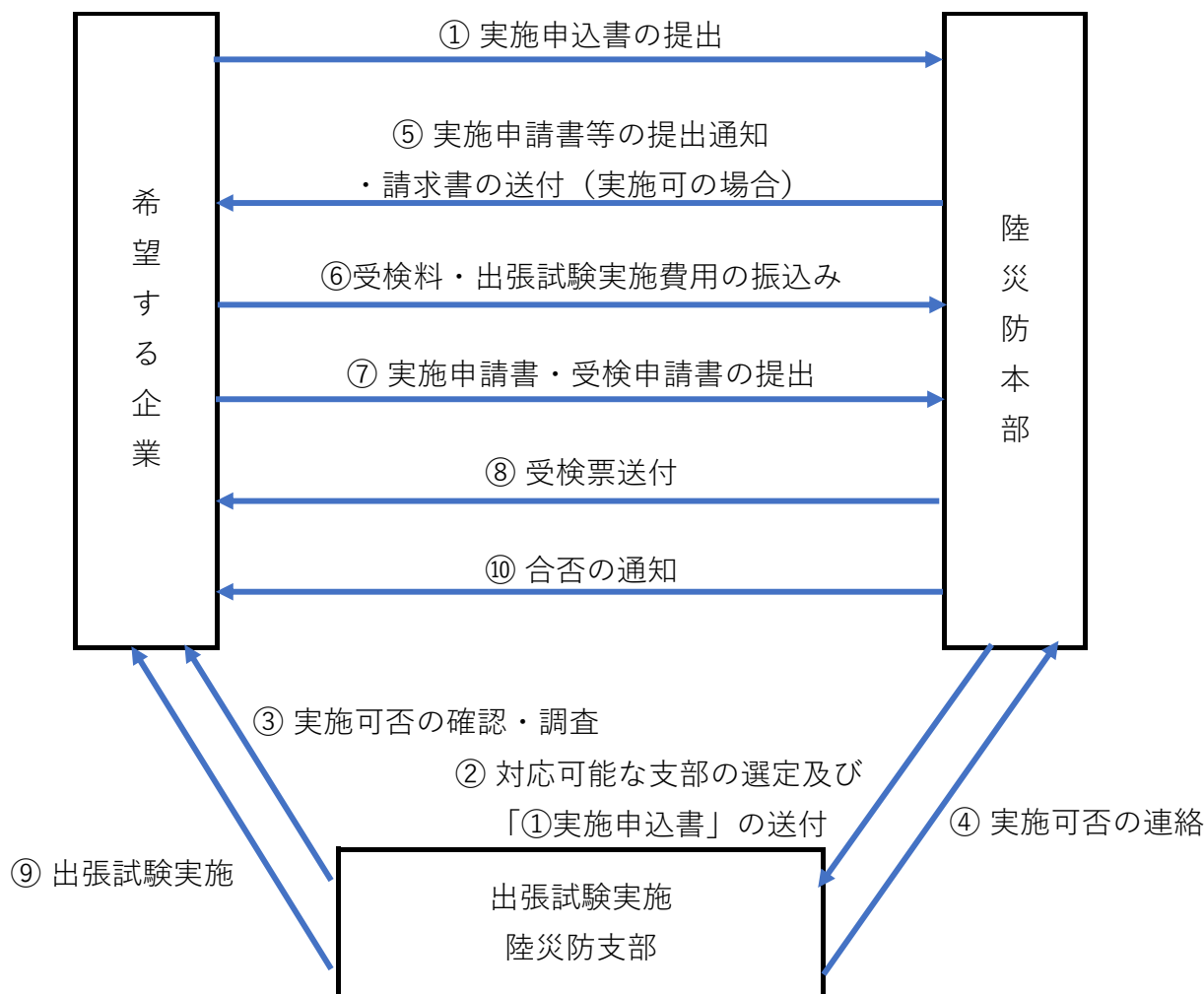


図 出張試験の流れ

1 実施申込み

企業等は、出張試験実施を希望する日の3か月前までに、出張試験実施申込書を陸災防本部に提出してください。(図の①)

【出張試験実施申込書】

2 実施可否の確認

試験実施陸災防支部（企業等の最寄の試験を実施する陸災防支部）は、企業等が実施要件に該当するか否か確認するとともに、出張試験実施可能日について、日程調整します。(図の②、③、④)

3 受検料・実施費用請求書送付

企業等が実施要件に該当し実施可能となった場合には、陸災防本部は、企業等に、実施申請書等の提出について通知するとともに、受検予定者分の受検料及び出張試験実施費用の請求書を送付します。(図の⑤)

- 1 出張試験実施費用：50,000円
但し、10人を超える場合は、受検者1人当たり5,000円
- 2 受検料：フォークリフト荷役技能検定12条1項1号の金額

4 受検料・実施費用等納付

企業等は、受検料及び出張試験実施費用を陸災防本部の指定口座に振り込んでください。(図の⑥)

5 実施申請及び受検申請書提出

企業等は、陸災防本部に振込証を添付した出張試験実施申請書及び受検者毎の受検申請書を陸災防本部にFAX又は郵送にて提出してください。(図の⑦)

[【出張試験実施申請書】](#)

[【受検申請書】](#)

6 受検票送付

陸災防本部は、企業等に、実施日のおおむね2週間前までに、受検票を送付します。(図の⑧)

7 出張試験実施

出張試験実施日に、試験実施陸災防支部から審査員、職員が企業等の施設(試験会場)に出張し、企業等の受検者に検定2級試験を実施します。

点検試験、運転試験の試験項目等は、次のとおりです。(図の⑨)

[【カウンターバランス作業開始前点検項目】](#) [【リーチ作業開始前点検項目】](#)

[【カウンターバランス点検試験参考動画】](#) [【リーチ点検試験参考動画】](#)

[【カウンターバランス運転操作手順】](#) [【リーチ運転操作手順】](#)

[【カウンターバランス運転試験参考動画】](#) [【リーチ運転試験参考動画】](#)

8 合格結果通知

出張試験実施日のおおむね2週間後に、陸災防本部は、企業等に出張試験に合格した者について合格通知書を送付します。(図の⑩)

お申込み、問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 担当 木下・滝谷

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

E-mail kinoshita&rikusai.or.jp (迷惑メール対策のため、&を@に変えてください。)



「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)のポイント

～高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～

[ガイドラインについて]

厚生労働省は、令和2年3月16日「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称:エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」という。)を公表しました。

このガイドラインは、高齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれる中、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組が求められる事項を取りまとめたものです。

厚生労働省及び陸災防を含む労働災害防止関係団体は、今後、ガイドラインの普及のための周知セミナーや関係機関・団体による中小企業に対する個別コンサルティング、中小企業事業者に対する補助事業(エイジフレンドリー補助金(競争的間接補助金))などの各種支援によって、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していきます。

ガイドライン全文は次のURLからご覧ください。

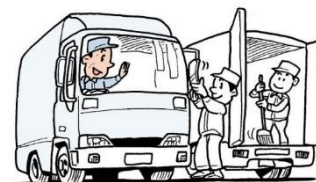
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000609494.pdf>

高齢労働者の安全と健康の確保のための職場改善ツール「エイジアクション100チェックリスト」及び「転倒等リスク評価セルフチェック票」

http://rikusai.or.jp/downloads/age-action100_self-check.pdf

ガイドラインのパンフレット(厚生労働省作成)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>



[国、陸災防を含む関係団体等による支援]

事業者は、ガイドラインの事項に取り組むに当たり、以下に掲げる国、陸災防を含む関係団体等による支援策を効果的にご活用ください。

1 中小企業や第三次産業における高齢者労働災害防止対策の取組事例の活用

厚生労働省、陸災防を含む労働災害防止団体及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ等で提供されている中小企業や第三次産業を含む多くの事業場における高齢者労働災害防止対策の積極的な取組事例を参考にしてください。

2 個別事業場に対するコンサルティング等の活用

陸災防や業種別労働災害防止団体等の関係団体では、JEED等の関係機関と協力して、安全管理士や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家による個別事業場の現場の診断と助言を行っていますので、これらの支援をご活用ください。

また、健康管理に関しては、労働者健康安全機構の産業保健総合支援センターにおいて、医師、保健師、衛生管理者等の産業保健スタッフに対する研修を実施するとともに、事業場の産業保健スタッフからの相談に応じており、労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、地域産業保健センターにおいて産業保健サービスを提供していますので、これらの支援をご活用ください。

3 エイジフレンドリー補助金等の活用

高齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援するための厚生労働省が実施する補助制度(エイジフレンドリー補助金等)をご活用ください。

[厚生労働省作成のリーフレット]

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要 (エイジフレンドリーガイドライン)

別添資料 1

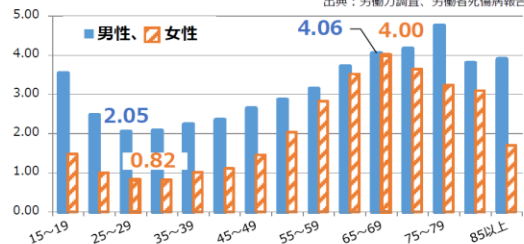
このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上¹の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>
出典:労働力調査、労働者死傷病報告



➡ 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

*経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じて**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し**、自らの**健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者に求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和2年5月1日から9月30日まで(準備期間:4月、重点取組期間:7月) 主唱:厚生労働省、労働災害防止団体等

【熱中症を予防しましょう!】

2019年の職場における熱中症の発生状況(速報値[※])について

※ 2020年1月15日時点

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

2019年の熱中症による死傷者数は790人となり、うち死亡者数は26人となりました。死傷者数については前年と比べて減少したものの、依然として死亡災害が多発している状況にあります。

厚生労働省では、関係省庁のほか陸上貨物運送事業労働災害防止協会をはじめ関係団体とも連携し、今年も熱中症を予防するためのキャンペーンを実施します。

運送業では、荷の積み下ろし作業における熱中症が多く、倉庫など風通しの悪い屋内などにも注意が必要です。職場における熱中症で重篤な労働災害が発生することのないよう、一層の取組をお願いします。

令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」については、こちら。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

1 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称です。その症状は、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・吐き気・倦怠(けんたい)感、意識障害・痙攣(けいれん)・手足の運動障害など様々で、暑い環境での体調不良はすべて熱中症の可能性があり、重症化すれば死に至ります。



2 職場における熱中症の現状

(1) 死傷者数の推移(2015-2019年)

2019年の職場における熱中症による死亡者数は26人、死亡者数及び休業4日以上業務上疾病者数(以下合わせて「死傷者数」という。)は790人となっています。急増した2018年と比べ、死傷者数は減少に転じたものの、死亡者数は微減にとどまっています。

職場における熱中症による死傷者数の推移(2015-2019年) (人)

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	790 (26)

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

3 業種別発生状況(2015-2019年)

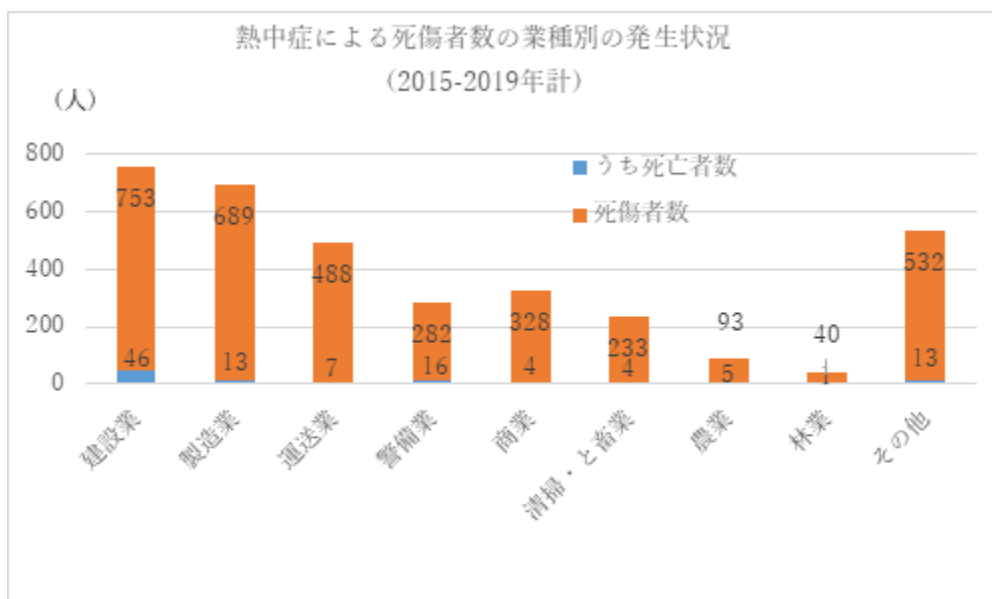
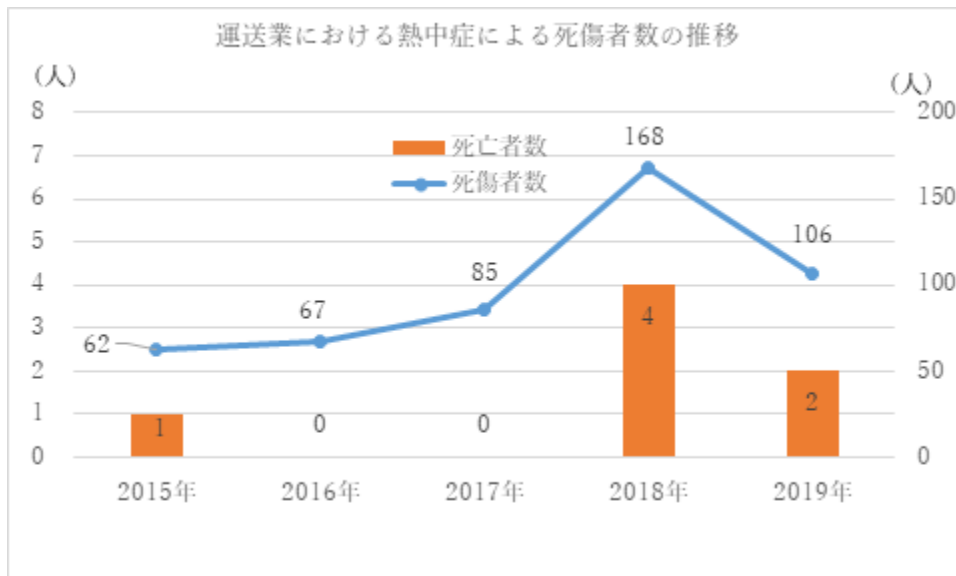
2019年の業種別の死傷者数をみると、運送業では106人と、製造業、建設業に次いで多くなっています。過去5年間(2015-2019年)の業種別の熱中症の死傷者数をみると、運送業は488人と、建設業、製造業に次いで多く、これら3業種で全業種の半数を超えています。運送業については、車の運転中の熱中症災害は件数としては多くないものの、熱中症を発症した結果、交通事故につながった事例もあることから、車の運転作業の前の積み下ろし作業なども含め、熱中症予防を徹底する必要があります。

熱中症による死傷者数の業種別の状況 (2015-2019年) (人)

	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
2015年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
2016年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
2017年	141 (8)	114 (0)	85 (0)	37 (2)	41 (0)	32 (1)	19 (2)	7 (0)	68 (1)	544 (14)
2018年	239 (10)	221 (5)	168 (4)	110 (3)	118 (2)	81 (0)	32 (1)	5 (0)	204 (3)	1,178 (28)
2019年	147 (10)	172 (4)	106 (2)	66 (4)	80 (1)	60 (0)	18 (0)	7 (0)	134 (5)	790 (26)
計	753 (46)	689 (13)	488 (7)	282 (16)	328 (4)	233 (4)	93 (5)	40 (1)	532 (13)	3,438 (109)

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

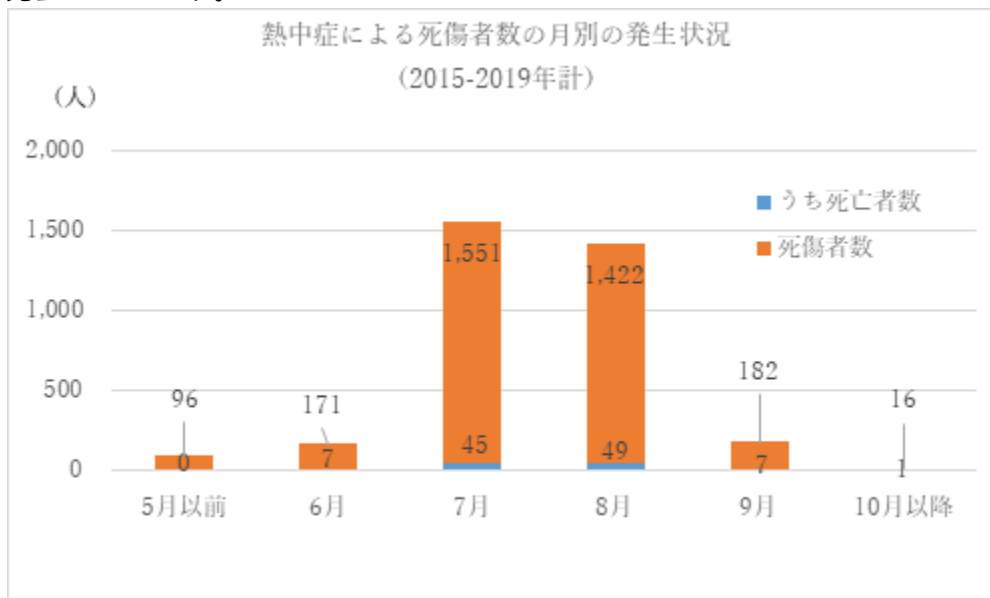
※2019年の数は、2020年1月15日時点の速報値であり、今後修正されることがある。



4 月・時間帯別発生状況

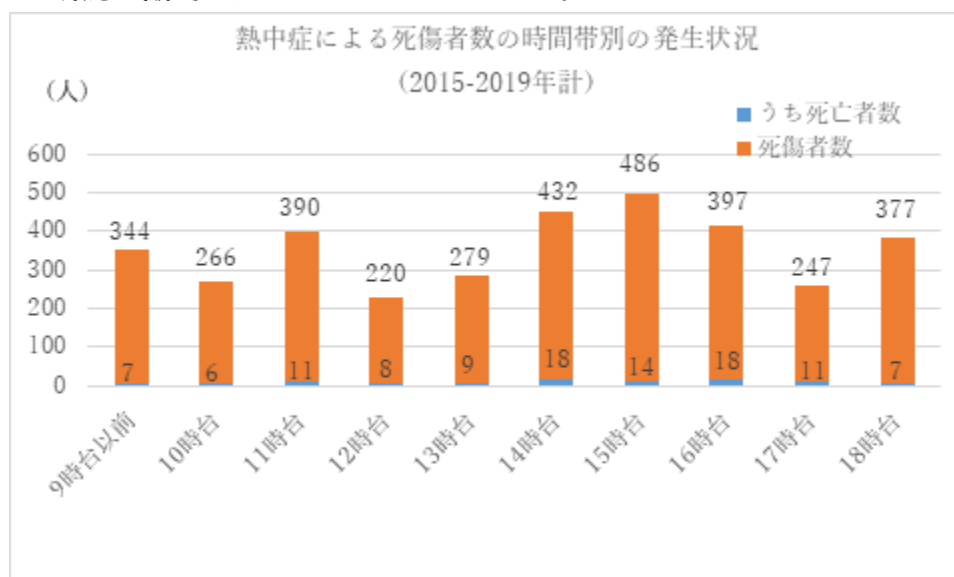
(1) 月別発生状況 (2015-2019年計)

過去5年間(2015-2019年計)の月別の死傷者数をみると、7月に45%、8月に41%発生しています。運送業における死亡災害7件をみると、7月と8月がともに3件、9月に1件発生しています。



(2) 時間帯別発生状況 (2015-2019年計)

時間帯別の死傷者数をみると、午前中11時台に一度ピークを迎えたあと、14~16時台に多く発生し15時台にピークを迎えています。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースもみられます。



5 運送業における過去5年の熱中症による死亡災害事例^(注1)

運送業における2015-2019年の熱中症による死亡災害7件の概要は次のとおりです。いずれも、車の運転作業中ではなく荷の積み下ろし作業中や倉庫内の清掃作業中などにおいて発生しています。熱中症を発症してすぐに発見されず、救急搬送が遅れた事例も多く含まれています。

運送業における過去5年の熱中症による死亡災害事例(注1)

年月	業種	年代	WBGT 値 (注2)	事案の概要
2019年 7月	一般貨物自動車運送業	40歳代	32.6℃	荷主先においてトラックの荷台で養生作業を行っていたが、荷台でうずくまっているところを発見された。救急搬送後、同日に死亡した。通気性の良くないインナー、ナイロンジャケット、帽子、マスクを着用していた。
2019年 8月	一般貨物自動車運送業	40歳代	31.1℃	貨物輸送員として、取引先事業場の工場において、重機による積み込み作業を行っていたところ、体調を崩し、自ら本社に「手が痺れる」等報告を入れ、トラックで休憩していた。体調不良の連絡を受け、約30分後に同僚が様子を見に行ったところ、トラック内で意識を喪失しているところを発見され、救急隊が到着した際には心肺停止状態であった。救急搬送されるも回復せず死亡した。
2018年 7月	陸上貨物取扱業	50歳代	29.4℃	竹箒を使った倉庫内の清掃作業に従事していたが、ふらつきが認められたため、速やかにスポットクーラー前に寝かせ冷却剤や経口補水液等の処置が行われた。会話や自力での歩行が可能だったことから病院へは行かず夕刻に帰宅したが、翌日朝に自宅で死亡しているところを発見された。
2018年 7月	一般貨物自動車運送業	40歳代	32.2℃	朝、夜勤業務終了後に事業場の敷地内で寝ていたところを目撃されていたが、その後は姿が確認されておらず、午後4時頃に同敷地内に停車していたタンクローリー(粉末状のセメントの運搬車)の内部で倒れているところを発見された。病院へ搬送されたが、死亡が確認された。
2018年 8月	一般貨物自動車運送業	60歳代	29.5℃	午後1時頃より工場内で荷崩れを起こした袋の復旧作業に従事していた。約15分間の作業後、約15分間の休憩を取り作業を再開したが、午後1時45分頃に暑いと同僚に申告して再び現場を離れた。午後2時頃、休憩を取るため冷房されていた休憩所を訪れた同僚に、意識不明で倒れているところを発見された。
2018年 9月	陸上貨物取扱業	20歳代	25.1℃	ピッキング作業を請け負っている倉庫内にて、2時間ごとの休憩で水分補給を行いながら、商品仕分け作業に従事していた。3回目の休憩後に体調不良を訴え、休憩を延長していたが、動けなくなるとともに過呼吸状態となった。救急搬送されたが、17日後に死亡した。
2015年 8月	一般貨物自動車運送業	50歳代	31.9℃	被災者は8時頃から家具の配送の補助を行い、4軒目にトラックで向かっている途中の11時過ぎに体調不良を訴えた。本人の同意により4軒目は被災者をトラックで休憩させ、同僚のみで作業を行っていたところ、被災者がトラックで倒れているところを付近の住民が発見し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。

(注1) 2019年発生分については、2020年1月15日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場で実測されたWBGT値又は環境省が公表した現場に最も近いWBGT参考値

【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2020
(第3回)テーマ「職場の『メンタル不調』風景は(その3)」
— 中高年男性に最新 OA 機器操作恐怖が増加—

精神科医 夏目 誠

職場の雑談から

図1. 雑談中



男性社員：IT 機器が進化し、機材もソフトもバージョンアップですね。便利になりましたよ。

課長：覚えるのが大変だ。すぐに忘れてしまうからね。部下に教えてもらわないと…。

女性社員：女性では、そういう話はあまり聞かないですね。好奇心があつて。新しいソフトが出ますと、すぐに使いたくなります。

課長：私は、うーん。何とかしないと…。

今回は中高年男性にとって、切実なテクノ不安症と対応について説明します。

45 歳、営業職の男性相談者は

産業医：産業医の夏目です。ツライでしょう。

相談者：(意を決して) IT 機器がどんどん進歩し、ぼやぼやしていたら脱落です。身につくように、懸命に努力しています…。

産業医：そうだよな。

相談者：私の仕事も、以前は顧客相談がメインで、経験が生かされたのですが、今は…。

産業医：今は？

相談者：パソコン 1 台に、多くの営業ソフトです。いち早く選び、セットし、お客さんに説明します。

産業医：なるほど。

対応が遅い、客はイラッ

相談者：迅速な処理が要求されます。対応が遅ければ客がイラッとする。

産業医：難しいね。

相談者：客は、「もういい、帰ってほしい」と。仕事になりません。

産業医：つらいのは、お客がイラッとした時だけ？

ミスでパニック

相談者：入力ミスの時です。急がされるので、焦ります。パニックって、頭が真っ白です。

産業医：焦せりが、ミスを呼ぶのでしょうかね。

相談者：パソコン操作するのが怖い。どうしたら、良いか？

「テクノ不安症」だ！

産業医：「テクノ不安症（クレイグ・ブロードが命名）」でしょう。操作が上手くいかず、パニックになりやすい。

相談者：中高年に多いのでしょうか？

産業医：特に男性に多い。

相談者：どうすれば、良いのですか？

クスリとカウンセリングで対応、復帰時にノルマ軽減を助言

相談者はクスリとカウンセリング治療で軽快。職場復帰を考えました。私は復帰に際し上司と面談。上司に「相談者さんは“テクノ不安症”です。操作が遅いので、ノルマ軽減を、お願いしたい」と助言し、受け入れられました。

マイペースと言い聞かせて、復帰后面談

産業医：仕事はどうか？

相談者：カウンセリングで指導された「マイペース」と、唱えながらしています。上司も件数を言わなくなったので、楽になりました。

産業医：そう、そう。不安や焦りそうになったら、手に「マイペース」と書いてください。一瞬、力が抜け、ふだんの自分に戻りますから。

相談者：マイペース、マイペースで。

どうしてもダメな事例があります。その場合は、事務部門に配置転換・配置換えで対応します。

最後に、「マコトの一言」で締めさせていただきます。

マコトの一言



中高年にIT機器操作、ソフト使用中に「テクノ不安症」が増加

「マイペースです」と決め実行
最終手段は「配置転換」だ



【連載Ⅱ】安全衛生水準向上にお役立てください！

やさしく解説「労働安全衛生法」

第2回

前回に続き「関係法令を学ぶ前に」、また、「総則」について説明します。

1 関係法令を学ぶ前に

(4) 労働安全衛生法と刑法の違い

労働災害を発生させると、労働基準監督署が調査し必要な措置や指導が行われます。

一方では、労働基準監督署は司法権を持っていますので、捜査を行い検察庁へ送致(送検)ということもあります。警察の行う捜査等との違いを次の表で理解しておくことも必要です。

特に重要なのは、労働安全衛生法について、被疑者が管理者と会社(法人そのもの)になるということです。また、労働安全衛生法は、労働災害という結果に対する処罰ではなく、労働災害を防止するための法律を守らなかったことに対するもので、労働災害が発生していなくても処罰の対象になります。

これは、法の目的が労働災害の防止にあるということによります。

	労働安全衛生法	刑法(業務上過失致死傷)
捜査	労働基準監督署 (特別司法警察員) ※労働基準監督官	警察署 (司法警察員)
被疑者	管理者と会社(作業者)	直接の行為者
要件	故意犯	過失犯
処罰	法律を守らないこと に対する処罰 (労災発生は要件で ない。予防が目的)	致死傷の結果 に対する処罰

2 総則(第1条・第2条)

(1) 目的(第1条)

この法律は、労働基準法(昭和22年法律第49号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制

の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

労働安全衛生法の目的は、次のように整理することができます。

ア 目的

① 職場における労働者の安全と健康の確保

② 快適職場の形成促進

イ 労働基準法との関係

特に陸運業では、長時間労働など労働条件と労働災害はより密接に関係しています。

(2) 定義(第2条)

- 一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 二 労働者 労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

第一号の労働災害は、①労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による場合、②作業行動に起因する場合及び③作業行動以外の業務に起因する場合の3つのパターンに分けられます。このうち③は分かりにくいのですが、業務による過重な負荷による脳・心臓疾患等がこれに該当します。

第二号の労働者は、労働基準法第9条において職業の種類を問わず事業に使用される者で、賃金を支払われる者と規定されています。

【中災防からのお知らせ】

中災防のストレスチェックサービス ご存知ですか？**---ストレスチェックと結果活用をサポートは中災防に！！---**

ストレスチェック実施から結果を活用した職場環境改善まで、中央労働災害防止協会（中災防）がトータルに御社のメンタルヘルス対策をサポート！安全衛生のシンクタンクだからこそご提供できる強みがあります！

法改正後、5年目となるストレスチェックを、この機会に見直してみませんか？

【詳細はこちらへ（中災防）】 → <https://www.jisha.or.jp/stress-check/index.html>

陸災防支部を経由してお申込された場合、一般価格よりもお得な中災防の賛助会員価格で利用ができます。

中災防のストレスチェックを是非ご利用ください！

【資料請求はこちらへ（陸災防会員専用サイト）】 → <http://rikusai.or.jp/members/>

または直接中災防へお電話にてお問い合わせください。

『陸災防会員』である旨をお申し出いただけますと、手続きがスムーズです。

中災防 健康快適推進部 ストレスチェック事業課 TEL:03-3452-6403

【建災防から補助金のお知らせ】

令和2年度 既存不適合機械等更新支援補助金事業（厚生労働省）

フルハーネス型安全帯等の買換経費の一部を補助します！！**第1回 補助金申請の受付を4月24日(金)から開始****≪申請期間：4月24日(金)～6月8日(月)≫**

1 対象

中小企業、労災保険特別加入の個人事業者等

2 間接補助金交付額

(1) フルハーネス型墜落制止用器具（同一メーカーのランヤードとのセット）

① 1セットあたりの上限：12,500円（補助対象経費上限25,000円の1/2補助）

② 同一申請者あたりの合計額の上限：625,000円

(2) 移動式クレーンの過負荷防止装置

① 1機械あたりの上限：100,000円（補助対象経費上限200,000円の1/2補助）

② 同一申請者あたりの合計額の上限：300,000円

※ あらかじめ申請を行う必要があるほか、すべての方に交付されるものではなく、規模、危険度、対象機械等の安全性等を審査の上、予算の範囲内で交付決定されますので、ご注意ください。

詳細は、建設業労働災害防止協会のホームページ

(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>) をご覧いただくか、「既存不適合機械等更新支援補助金事務センター」へお問い合わせください（☎03-6275-1085）。

第2回公募は「7月下旬」を予定。建災防ホームページでお知らせします。

災害事例
と
その対策

バン型車の降車時に潜む危険！

後部バンパーは昇降用のステップではない！

S 県の平成 30 年における休業 4 日以上
の死傷災害について、少し詳しくみると、次
のような特徴が分かってきました。

- (1)トラックからの墜落・転落災害が多い。
- (2)車種：バン型車—状況：降車時の組み合
わせでの災害が多い。
- (3)骨折災害が多い。

骨折災害となると、長期休業を余儀なくさ
れるので事業者、労働者ともその後を受ける
影響が非常に大きくなります。

その中の一例を取り上げて、考えてみたい
と思います。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
(事業場労働者数：100 名以上 299 名未満)
- 2 発生日時：5 月 午前 3 時頃
- 3 被災者：トラックドライバー
(経験期間 2 年、30 歳代半ば)
- 4 傷病の程度：手首骨折(休業見込み 90 日)
- 5 災害発生状況

明け方、納品先で商品を手に持って荷台か
ら降りようとしたところ、足を掛けた後部バ
ンパーから左足が滑り落ち、腕をついて手首
を骨折したと思われる。

6 推測される被災時の状況、行動及び心理等

- (1) トラックドライバーの心理
 - 経験期間が 2 年ということもあって、少
し慣れからの油断があったと思われる。
 - 午前 3 時頃の配送作業であるので、少し
急ぎの心理があった又は脳の覚醒が不十
分であったと思われる。
- (2) 被災場所の状況
 - 納品先の駐車場所の明るさが十分でなか
ったと思われる。
 - 荷台端部の上から後部バンパーステップ
は見えていたか？
- (3) トラックドライバーの行動
 - 作業手順を確認していたか？
 - 危険予知を行っていたか？

7 推定原因

トラックドライバーのこのような被災の原
因は、被災者からの詳細な聞き取り調査を
実施しない限り、うまく判明させることは
できません。

上記 6 項に記載のように『思われる』や『？』
マークが付くのはあくまでも推測される原因
であるためです。

ここで考えられることを 3 つの項目に整理し
てみると、次のようになります。

- (1) 物の不安全な状態
 - 手に荷物を持っていたこと
 - 深夜、早朝であったため足元がよく見え
なかったこと
- (2) 人の不安全な行動
 - 後部バンパーステップに足を掛けたこと
 - 慣れからくる油断
- (3) 管理面での不安全な要因
 - 荷台への昇降手順について教育していな
かったこと
 - 荷台への昇降設備が準備されていなかっ
たこと
 - 危険予知(一人危険予知)に関する教育を
していたか？

まとめ

後部バンパーステップを荷台への昇降時に
使用していますが、バンパーはトラックが衝
突した時の衝撃軽減の目的で装備されてい
るものです。

バンパーは、荷台端部に立った時、上から
見通せない位置にある上に、足を掛けるに
は狭い場所であり、その表面は非常に滑り
やすくなっています。

事業者のみなさんには、墜落・転落災害防
止のため、手に品物を持っての昇降を禁
じるとともに、3 点支持が容易に可能な昇降設備
を使用させるなどの対策を取ることを切に願
います。

車両(架装)メーカーのみなさんには、3
点支持昇降設備の標準装備の検討をお願い
したいものです。

陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和2年4月〕					
第1種（3年間）	・福島運送株式会社若松営業所	福島県支部	第1種（3年間）	・株式会社大崎若松営業所	福島県支部
	・福島ロジネット株式会社	福島県支部		・株式会社グリーン・カーゴ	福島県支部

業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年4月6日現在

項目 業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～3月 〔速報値〕		平成31年1月～3月 〔速報値〕		対31年比較		令和2年1月～3月 〔速報値〕		平成31年1月～3月 〔速報値〕		対31年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	145	100.0	151	100.0	-6	-4.0	19,495	100.0	19,292	100.0	203	1.1
製造業	17	11.7	28	18.5	-11	-39.3	4,475	23.0	4,448	23.1	27	0.6
鉱業	1	0.7	3	2.0	-2	-	39	0.2	44	0.2	-5	-11.4
建設業	56	38.6	56	37.1	0	0.0	2,448	12.6	2,453	12.7	-5	-0.2
交通運輸業	2	1.4	2	1.3	0	-	573	2.9	560	2.9	13	2.3
陸上貨物運送事業	16	11.0	20	13.2	-4	-20.0	2,626	13.5	2,532	13.1	94	3.7
港湾荷役業	1	0.7	3	2.0	-2	-66.7	73	0.4	92	0.5	-19	-20.7
林業	9	6.2	4	2.6	5	125.0	255	1.3	260	1.3	-5	-1.9
農業、畜産・水産業	1	0.7	4	2.6	-3	-75.0	445	2.3	397	2.1	48	12.1
第三次産業	42	29.0	31	20.5	11	35.5	8,561	43.9	8,506	44.1	55	0.6

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～3月）

令和2年4月6日現在

項目 業種	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	145	42	7	6	9	16	24	31	1	9
製造業	17	7	1	1	1	1	3	0	0	3
建設業	56	22	1	3	4	5	9	8	1	3
交通運輸業	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	54	7	5	2	2	9	8	19	0	2
陸上貨物運送事業	16	6	0	0	2	1	3	4	0	0
同上対前年増減	-4	3	0	-3	1	1	2	-6	0	-2

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～3月）

令和2年4月6日現在

項目 業種	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	2,626	806	490	198	106	80	136	264	123	5	360	58
同上対前年増減	94	45	1	-1	-18	2	17	22	5	5	-3	19


(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

第56回全国陸運労災防止大会のご案内


全国から会員事業場が一堂に会し、①労働災害防止の意識の高揚を図り、その決意を新たにするとともに、②労働災害防止の取組について学ぶために、毎年、「全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」を開催しています。本年の大会は、11月12日（木）広島県広島市「アステールプラザ」にて開催いたします。

第56回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

開催日時 令和2年11月12日（木）13:30
会場 [アステールプラザ（広島県広島市）](#)



特別講演 喜多流能楽師 大島輝久 様



広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌をEメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1 次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2 申込書をそのままFAXしてください(FAX番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▷▷▷ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む)
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月10日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報（厚生労働省情報など）をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」をEメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。

ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。

また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561